

「小学校の水泳指導における安全管理指針」 新旧対照表

新		旧	
表紙	「小学校における水泳指導における安全管理指針」 【改訂版】令和8年2月	表紙	「小学校における水泳指導における安全管理指針」 令和7年4月
目次	2 水泳授業直前の留意事項 ○児童の健康管理 ○水質の管理 ～略～ 7 参考資料（参考）事前のチェックリスト	目次	2 水泳授業直前の留意事項 ○児童の健康管理 ○安全上の対策
3 頁	○水泳授業の体制づくりについて 【組織的に連携・協力して取り組む具体的な内容】 ・事前のチェックリストの活用（本安全管理指針 p. 29 参照）	3 頁	1 事前の留意事項 ○水泳授業の体制づくりについて 【組織的に連携・協力して取り組む具体的な内容】
9 頁	○児童の健康管理 ～略～ ○水質の管理 授業実施前に水質検査を行うなど、児童の健康管理に万全を期すことが必要です。衛生的な水質を維持するために、学校の状況に応じて以下のことを注意してください。 (1) ろ過装置を適宜、稼働させること。 (2) 授業前後や昼休み等、一日複数回、残留塩素濃度や pH 値の計測を行うこと。 (3) 日常的に 10cm 程度の注水・排水を行い、水の入れ替えを図ること。 ○安全上の対策	9 頁	2 水泳授業直前の留意事項 ○児童の健康管理 ～略～ ○安全上の対策
13 頁	○監視者の役割【確認事項】 ・プールの状況（水位、救命具、水温及び気温、プール内の危険物の有無等）を事前によく調べ、把握しておくこと。 ・注意力の持続や熱中症対策等を考慮し、長時間の監視にならないように交代すること。 ～略～	13 頁	3 水泳授業中の留意事項内 ○監視者の役割 【確認事項】 ・プールの状況（水位、救命具、水温及び気温、プール内の危険物の有無等）を事前によく調べ、把握しておくこと。 ～略～
13 頁	【監視者配置の考え方】 ・監視者の配置には、教員の他に、教員業務支援員を充てることもできる。また、保護者や地域学校協働本部の方々に協力を依頼することも考えられる。 【監視者の要件】 ・教員以外の者（教員業務支援員、保護者や地域学校協働本部の方々等（以下、「教員業務支援員等」という。))を監視者として配置する場合は、学校長が以下の要件を満たしていることを判断し、決定する。 (1) 授業の内容と児童の泳力の情報等を事前に確認しておくこと。 (2) プール全体を適切に監視する方法を理解していること。 ※教員業務支援員等が監視者となる場合は、教員と一緒に監視を行うことが望ましい。	13 頁	3 水泳授業中の留意事項内 ○監視者の位置 【監視者配置の考え方】 ・監視者の複数配置には、教員の他に、教員業務支援員をあてることもできる。ただし、教員業務支援員が監視者となる場合は、教員と一緒に監視を行うこと。 また、保護者や地域学校協働本部の方々に協力を依頼することも考えられる。
29 頁	(参考) 事前のチェックリスト	28 頁	